

焼津市農業委員会 12 月総会議事録

1 日時

令和7年12月15日（月）午後2時00分 ～ 午後2時50分

2 場所

焼津市役所本庁会議室1B

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	有谷 歳幸	○	8	西尾 雅志	○	15	村松 達雄	○
2	石田 芳雄	○	9	増田 龍治	○	16	横山 文哉	○
3	山下 早苗	○	10	栢村 輝夫	×	17	河合 英夫	○
4	桜井 亮平	○	11	村松 正二	×	18	深津 三郎	○
5	鶴橋 俊次	○	12	村松 章	○	19	杉本 芳郎	○
6	内田 宏	○	13	梅原 利浩	○			
7	藁科 光生	○	14	吉田 とり	×			

4 事務局出席者

局長 小長谷邦博 主幹 望月誉之 主任主事 杉原千洋

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第3号 農業用施設証明願について

第4号 農業用施設証明願いの取消について

第5号 農地の利用目的変更届出について

第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について

第7号 転用等確認について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

第2号 農地法第4条の規定による許可について

第3号 農地法第4条の規定による許可の取消願について

第4号 農地法第5条の規定による許可について

第5号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員19名中、ただ今の出席委員は、<u>16名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>ただ今から令和7年12月総会を開会します。</p> <p>初めに、本日の議事録署名人を指名します。</p> <p>6番、内田宏委員、13番、梅原利浩委員両名にお願いします。</p> <p>それでは、報告事項から始めます。報告第1号から報告第7号までを一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	【報告第1号から報告第7号までを朗読】
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>無いようですので、質疑見を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。報告第1号から7号までを一括して承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>それでは、報告第1号から7号を承認することに決定しました。</p>
議長	<p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号28を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号28を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、栃山川に架かる割芝橋の上流300mほど、河川敷そばに位置している農業振興区域内の畑です。</p> <p>贈与人は近隣に居住しており、耕作しておりましたが、畑を譲りたく申請に及びました。</p> <p>受贈人は、申請地の隣地に居住しています。今後、申請地を耕作、管理することで贈与人との合意が成立したため、申請に及びています。</p> <p>申請地の東側は宅地、北側は田、西側は宅地、南側は道路です。</p> <p>譲受人が保有している農機具等は、小型の耕運機ですが、申請地を耕作するうえで、支障が無く、現在の耕作地の状況も良好であり、周辺の農業上の利用に影響は無いと考えます。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 27番	<p>12月5日に現地確認いたしました。手前に用水があり、橋があります。面積的にも小さく、玉ねぎですかね、野菜をやっていたことを確認しました。</p> <p>周りへの影響は無いと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の、番号28を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号の番号28は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第1号の番号29を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号29を朗読後、説明】</p> <p>申請地は木屋川に架かる、さくら橋の北東側約300mに位置している市街化区域内の田です。</p> <p>譲渡人は近隣に居住しており、相続で取得しましたが、耕作が難しい状況でした。</p> <p>譲受人は、隣地を耕作しており、今般、所有権を取得し、申請地を今後とも連坦して稲作で耕作したく、譲渡人との間で売買の合意が得られたため、申請に及んだものであります。</p> <p>譲受人の農機具等の保有状況について問題なく、周辺の農地への農業上の利用、影響はありません。</p> <p>事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 27番	<p>同じく12月5日に現地調査を行いました。北側に農道がありますが、入っていくのもやっとでアスファルト舗装もされていません。</p> <p>低い土地になるため、水稻もなかなか難しい圃場であると感じました。今回の申請地については周りへの影響は無いと思います。</p> <p>周辺には住宅、太陽光発電施設が点在し奥まった農地であります。問題ないと思います。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号の番号29を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号29は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」の番号4を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号4を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、国道150号線相川交差点より東南へ約500m、そこから</p>

	<p>北東へ100m弱の泉川の川沿いに位置している農業振興区域内の第1種農地で、現在の利用は畑及び農業用倉庫です。</p> <p>本件は、農家住宅の隣、畑の一部分を農業用倉庫及び農作業場として、申請するものであり、昭和30年代に豚舎として利用していた建物を、豚舎での利用を止める際に、倉庫として流用した経緯があるようです。現在その倉庫を農機具置場、軽トラック車庫として利用しています。</p> <p>申請地北側は畑、東側は農家住宅、南側は申請者の畑、西側には河川、泉川が流れています。</p> <p>長年、元豚舎を農業用の倉庫として利用しており、今後も農業用として必要な倉庫であることを確認しました。</p> <p>申請書に添付された、建物建築部分、農作業スペースについて最低限の転用面積となります。</p> <p>申請地周辺の農地に与える影響はなく、事務局では許可相当に該当する案件であると考えました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 30番	<p>12月1日に現地調査をいたしました。事務局からの説明のとおり、住宅敷地の中にありますので、周辺農地などに与える影響は無いと確認いたしました。</p> <p>皆様方、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号の番号4を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号4は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可の取り消し願について」の番号2を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号2を朗読後、説明】</p> <p>本申請は、転用許可の取り消しを願いたく申請に及んだものです。</p> <p>なお、当該農地に隣接する奥の農地は、報告第4号N02の農業用施設証明の取消願が併せて提出されており、関連案件となります。</p> <p>転用者は、令和3年7月16日に芝生栽培を目的とした機材置場及び搬入、搬出路敷地として許可を得ましたが、当初の計画が無くなり、今後もその見込みがないため、取消を願い出ました。</p> <p>申請地は、転用許可後も造成工事は行われず、転用行為に着手する前で、許可前と変わらず引き続き稲作が行われていることを確認しました。</p> <p>今後も営農することが見受けられ、事務局判断では、許可取消相当に該当すると考えます。</p>

	ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	それでは、大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。
推進委員 24番	12月6日に地区委員で現地確認を行いました。 写真のとおり、ずっと水稻を作り続けていたことが見受けられ、予定した計画に手が付けられておらず、今後も水稻を栽培する状態でありましたので、取消は問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号の、番号2を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第1号の番号2は許可することに決定しました。
議長	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可について」の番号31を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第4号、番号31を朗読後、説明】 申請地は、焼津市営野球球場及びシーガルドームの東側へ約100mに位置している農業振興区域内の第3種農地です。 譲渡人は、相続で農地を所有していますが、遠隔地に居住しており、周辺も宅地化され、耕作が出来ず、現在に至っています。 譲受人は隣地に居住しており、居宅と貸家の間に自己用の車両2台、貸家の借家人の車両2台を縦列で駐車している状況でした。 今回、自己用の駐車台数の増加や周辺住民からの駐車場利用の要望があり需要が見込めたことから、隣地所有者である譲渡人との間に売買契約が成立し、申請に及びました。 申請地周辺の状況は南側宅地、北側宅地、東側道路、西側現況は水路です。水路は農業用水路であり、河川占用許可を得て出入りする計画です。 排水は雨水のみ、周囲をコンクリートブロックやフェンス等を施工します。周囲に農地はありませんが、既存の宅地や農道など、周囲に排水経路が無くなり水没する恐れがあるので、申請者は駐車場内に排水設備を設置し、転用する計画となっています。 申請者は現に駐車場スペースに困窮しており、必要台数も、自己用及び、周辺からの要望があり必要性が高く、転用の確実な実行性が見込めます。また申請地周辺に農地は無いため、影響はないと判断できます。事務局としては、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	それでは豊田地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
推進委員 20番	ただいま事務局の方から説明がありましたこの土地につきましては、写真のとおり、道路を挟んだ西側に焼津市営野球球場及びシーガルドームの

	<p>駐車場があります。それから他の三方は宅地化されており、申請地北側は、申請者の宅地で自宅、貸家敷地として使用しております。所有者は県外に住んでおり、これまで草刈り等の管理をしていたが、遠方で管理が困難になってきたこと、譲受人からの要望もあったことから、この土地を手放したいということになりました。</p> <p>周辺の状況について、12月1日に地区の委員3名で確認を行いました。周辺に農地も無く影響も無くやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>ただ、今回の造成で道路の高さまで埋め立てがされると、裏側の宅地等道路を含めて低くなってしまいますので、雨水排水をどうするのかと意見が出ました。それで12月8日に、行政書士及び埋め立てを行う業者とヒアリングを行い、排水路を設け、排水をするよう施工すると確認をいたしました。確認により、転用で与える周辺への影響も軽微であることから、委員としても申請のとおり認めることについて妥当であると考えました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号の番号31を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号31は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第4号の番号32を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号32を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、国道150号線中里交差点から、県道焼津岡部線を北西側に約500m、交差点を西側へ約100mに位置している農業振興区域内の第3種農地の畑です。</p> <p>使用貸人は、長年畑を耕作していましたが、高齢で耕作ができず、現在に至っています。</p> <p>使用借人は、使用貸人の孫夫婦であり、近隣の両親宅に同居していましたが、今般、2人目の子供も生まれ、手狭になり、祖母から土地を借りて、農家の分家住宅を建築するため申請に及びました。</p> <p>申請地周辺の状況は、南側は祖母の畑、北側は道路、東側は道路、西側が宅地であり、生活排水は東側水路へ排水する計画です。</p> <p>周囲を囲うように、コンクリートブロックや見切りブロックを施工し、被害防除対策を行います。</p> <p>本計画は、都市計画法においても許可見込みがあり、建築を早急に望んでいることから、転用の必要性及び確実な実行性が見込め、また、申請地周辺の農地に与える影響は少ないと判断できることから、事務局では許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願います。</p>

議長	<p>それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
地区委員 17番	<p>事務局からの説明に重複する部分がありますが、写真のとおり、申請地の右は道路、上は狭い通路、左側は宅地になっています。現状は畑として野菜が作られていました。その他周辺には畑はありませんので、今回の分家住宅の建設にあたり、周りに対する影響はほとんどないと判断いたしました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号の番号32を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号32は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第4号の番号33を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号33を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、大島体育館西へ約300mに位置している農業振興区域内の第3種農地です。</p> <p>譲渡人は自作していましたが、譲受人からの要望があり、分筆し、畑の一部を譲り渡すものです。</p> <p>譲受人は、土木建設業を営んでおり、近隣で資材置場を多数所有及び借地して事業を展開していますが、今般、市内の資材置場利用の事業用地に不足が生じ、本申請地を取得し、増設したく、譲渡人との売買契約の合意が成立したため、申請に及びました。</p> <p>申請地周辺の状況は北側道路、南側は宅地で庁内集会所や神社敷地として利用されています。西側は宅地、東側が雑種地及び宅地で、宅地の一部を資材置場敷地の一部として利用する計画です。</p> <p>排水は雨水のみ、周囲を既設のコンクリート擁壁や見切りブロックを利用し、被害防除対策を行います。</p> <p>法人の事業上の資材置場として必要性が高く、転用の確実な実行性が見込めます。また、都市計画課での土地利用承認の見込みがあります。</p> <p>申請地周辺の農地に与える影響はないと判断できることから、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
推進委員 24番	<p>12月6日に地区委員で現地調査を行いました。この場所は、説明がありましたとおり、北側は道路、東側がコンビニ駐車場、西側宅地、南側は神社敷地となっております。付近に農地もなく、水の流れを見ても、多少流れが変わっても影響が出ないところです。転用にあたり周りに影響を及ぼすような計画ではないと判断させていただきました。</p>

	<p>以上のことから、特に問題なしと判断させていただきましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号の番号33を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号33は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第4号の番号34を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号34を朗読後、説明】</p> <p>申請地は国道150号線相川交差点南西へ約600m、港湾道路や泉川近くに位置している農業振興区域内の第3種農地です。</p> <p>賃貸人は、申請地北側の農家住宅に居住、近隣を所有、耕作していますが、賃借人から駐車場の不足を理由とする申し出があり、転用の計画に同意したものです。</p> <p>賃借人は、近隣市で、木材加工業を営んでおりましたが、事業所の賃貸契約が終了するため、これを機会に、申請地南側の工場敷地へ移転することになりました。</p> <p>しかし、既存工場敷地だけでは一般車両の駐車場敷地に不足が生じることが想定され、移転後の事業計画に支障が生じるため、賃借にて駐車場を確保したく、申請に及びました。</p> <p>申請地周辺の状況は、北側及び東側が道路、南側が工場敷地、西側が畑であり、東側道路から駐車場へ出入りを行い、河川占用許可を得て橋を架ける予定です。</p> <p>排水は雨水のみで、周囲をコンクリート擁壁や見切りブロックで施工し、緑地を設置し、周辺農地への被害防除対策を行います。</p> <p>法人の移転計画の事情、また移転利用する敷地の状況、面積を踏まえ、駐車場が不足するため、その必要性が高く、転用の確実な実行性が見込めます。また、申請地周辺の農地に与える影響は少ないと判断できることから、事務局では許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
推進委員 30番	<p>12月1日に地区委員で現地調査を行いました。譲受人は、申請地周辺一帯の畑を耕作しており、畑であるため、排水路、用水の影響は無いと思います。</p> <p>本申請は、隣接する工場敷地において、今ある企業が撤退し、新たに入る企業が駐車場が足りないという申請です。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p>

	<p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号の番号34を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号34は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第4号の番号35を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号、番号35を朗読後、説明】</p> <p>申請地は大井川グランリバーより南西へ200mに位置している農業振興区域内の第3種農地です。</p> <p>譲渡人は、耕作が出来ず、現在に至っています。</p> <p>譲受人は、隣地で介護・看護・保育・給食の事業を行っており、下江留で事業所を開所してから7年が経過しています。当該介護事業所の隣地へ認知症対応型共同生活介護施設、いわゆるグループホームを建築する計画を立て、本申請地を取得したく、譲渡人との売買契約の合意が成立し、申請に及びました。</p> <p>申請地周辺の状況は東側が水路、北側道路、西側は宅地で既存施設敷地です。南側は農地や宅地です。</p> <p>周囲をコンクリート擁壁や見切りブロックを施工し、被害防除対策を行います。</p> <p>施設内排水は、南側水路へ排水する計画です。雨水排水は、南側の水路へ排水、生活排水は、合併浄化処理を行いながら西側水路へ排水、流入河川は志太田中川となります。</p> <p>法人の事業展開上、事業用地の必要性が高く、転用の確実な実行性が見込めます。また、都市計画課の土地利用承認を得ており、都市計画法の開発許可について申請中であり、許可見込みがあります。</p> <p>転用する計画の実行性が高く、申請地南側農地に与える影響が少ないと判断できることから、事務局では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
推進委員 30番	<p>同じく12月1日に現地調査に行きました。12月8日にヒアリングを行った中で、近年の大雨による河川氾濫を踏まえて、少し質問をし、既存介護施設及び新しく作る介護施設の生活排水と雨水の排水路の確認を行いました。南側に水田があり、そこだけ申請地に隣接していますが、南東に排水路がありますので、営農上問題ないと考えます。</p> <p>皆様、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4</p>

	<p>号の番号35を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号、番号35は許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について」を審議します。</p> <p>本議案に係る委員につきましては、本議案の裁決が終わるまで退室を、お願いします。</p> <p>【委員 退室】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第5号を説明】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号は原案のとおり、計画を策定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第5号を承認することに決定しました。</p> <p>それでは、退席されていた委員の入室を 認めます。</p> <p>【委員 入室】</p> <p>以上をもちまして、令和7年12月総会を終了します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>